

平成 22 年 6 月 6 日現在

研究種目：基盤研究(B)
 研究期間：2006～2009
 課題番号：18402038
 研究課題名(和文) 非営利民間放送の持続可能な制度と社会的認知 コミュニティ放送のモデルを探る
 研究課題名(英文) Action research for sustainable community based Private Non-Profit Broadcasting : Theorizing from the model cases

研究代表者
 松浦 さと子 (MATSUURA SATOKO)
 龍谷大学・経済学部・准教授
 研究者番号：60319788

研究成果の概要(和文): 非営利民間放送は現在、コミュニティにおけるコミュニケーションを活性化し、社会的排除の削減に取り組む独立したセクターとして国際的に認知されつつある。しかしながら、このセクターの持続的発展のための法的・財政的・人的な前提条件は、日本においていまだ存在しない。ゆえに我々は、非営利放送局を支えるための体制の可能なモデルを、さまざまな国と地域における成功事例を比較参照することによって明らかにするよう努めた。

研究成果の概要(英文): Private Non-Profit Broadcasting is now being acknowledged internationally as an independent sector which can activate communication in a community and help reduce social exclusion. However, legal, financial and personal conditions for the sustainable development of this sector are still lacking in Japan. Therefore, we have tried to show possible models for support systems for the non-profit broadcasters through comparing successful cases from different countries and areas.

交付決定額

(金額単位: 円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	2,900,000	0	2,900,000
2007年度	2,800,000	840,000	3,640,000
2008年度	2,800,000	840,000	3,640,000
2009年度	2,800,000	840,000	3,640,000
年度			
総計	11,300,000	2,520,000	13,820,000

研究分野：コミュニティメディア論、NPO論、社会情報学、地域社会論

科研費の分科・細目：社会学

キーワード：非営利放送、コミュニティメディア、オルタナティブメディア、公共圏、新しい社会運動、市民参加、コミュニケーションの権利、NPO

1. 研究開始当初の背景

本研究の対象は、国家や政府から独立し、民主主義や人権の確立、社会問題の解決を目指し、住民の主体的参加を前提とし、商業性を制限した非営利運営の放送である。

その源流をなす「コミュニティラジオ」は、1940年代南米の労働運動、60年代の欧米の

公民権運動、学生運動、70年代の新しい社会運動のうねりのなかで、市民の「アクセス権」「コミュニケーション権」の要求が結実したものである。コミュニティ放送は、1983年に結成された世界コミュニティラジオ放送連盟(AMARC)の活動を経て、国营放送・公共放送・商業放送とは異なる領域の放送と

して、市民の電波獲得運動として世界規模で認知されるに至った。そこでは、その活動を財政的・人的に支援する体制が整備されつつある。

一方、日本の「コミュニティ放送」は、むしろ政府主導の地域振興策と規制緩和の流れで、1992年に低出力の超短波放送局として制度化された。当初、民間で免許取得が可能な法人形態は営利を目的の株式会社しか認められておらず、第三セクター運営の局では自治体への依存度が高く、非営利・非政府の放送が自立的・持続的に活動していくための支援体制はいまだ存在していなかった。

ただし、阪神淡路大震災後に住民が自発的に設立し、後にコミュニティ放送として認可を受けた神戸の多言語放送 FM わいわいは、放送内容に独自の評価基準を設け、株式会社でありながら非営利性と公益性を実現している例として注目に値する。また、2003年には京都コミュニティ放送（京都三条ラジオカフェ）が初のNPO放送局として免許交付を受けた。その後、NPOラジオ局は2006年4月までに5局に増加し、日本における非営利放送の定着を期待させた。

2. 研究の目的

非営利のメディアが社会的排除との闘いや社会関係資本の蓄積において果たす役割に注目し、その社会的意義が広く認知されて真に持続可能なものとなるために何が必要かを明らかにすることで、ひいては日本において導入されるべき非営利放送の制度や可能な財源のモデルを検討する。

3. 研究の方法

NPOが運営するコミュニティ放送を中心に、ただし必ずしも法人形態にはこだわらず、コミュニティを対象として「非営利目的」を自覚するメディアを「コミュニティメディア」と定義したうえで、それらの団体がどのような制度、財源、運営形態のもとで、どのような番組、人材、社会的意義を生産しているのか、国内外でヒアリング調査と文献調査を行った。なおその際、各放送局の社会的・政治的・歴史的背景にも目を配りつつ、放送に関わる人々の関係性やつながりについても聞き取り調査を実施した。

4. 研究成果

(1) アメリカ

<ラジオ> 米国では1960~70年代にかけて、非営利・地域密着型のコミュニティラジオが多数誕生する。これらは商業としての放送のあり方に疑問を抱く地域住民が中心となって支え、なかでも2000年以降に局数を増やしたLPFM（低出力FMラジオ）は、全米で800局を超えといわれており、コミュニテ

ィラジオ整備支援の連邦法制化を目指した運動（例えば Prometheus Radio Project）が現在進行中である。

<テレビ> テレビの非営利・コミュニティ志向についても1960年代後期からその動きが本格化していった。すなわち教育テレビの必要性が叫ばれ、米国議会が整備支援を法制化、カナダにおける社会改革運動の経験をもとに、米国に持ち込まれた「コミュニティ（ケーブル）テレビ」構想が、“Access Rights”（アクセス権）と呼ばれる思想と合体して、一般市民の手により全米にひろげられていった、といった動きである。特に後者は、米国のケーブルテレビ事業者に対して、アクセス・チャンネルの設置義務を定めた法制（1972 FCC Rule, 1984 Cable Law など）へと発展し、全米各地のアクセス・チャンネルの実践数はその最隆盛時に1,000を越えていたとも言われている。

しかしながら近年は、それまで市や郡、町村といった「小さな単位」のコミュニティに与えられてきたケーブル・通信事業者に対する交渉権が見直され、またインターネットの普及もあり、コミュニティテレビの数は減少傾向にある。コミュニティメディア連合（ACM = Alliance for Community Media）発行の2004年版 Community Media Resource Directory にもとづいて推計すると、現在の実践数は600以下にまで低下していると思われる。（魚住）

(2) イギリス

30年余の市民の働きかけと交渉の結果実験を経て2004年コミュニティラジオ法令が施行され、地域が関心のいずれかのコミュニティを対象とし、社会的包括などの社会利益をもたらす非営利組織によるラジオ放送がライセンス交付の条件となった。2005年4月以来、214局がフルタイムの放送免許を与えられ、2009年11月の時点で159局が放送を実施。都市部に17%、地方44%の割合で存在する。イングランドで170局、北アイルランド14局、スコットランド20局、ウェールズ10局が認可されている。平均75人のボランティアが週222時間の奉仕活動を行う。

最も重要な収入源は助成金であり、放送広告やスポンサー収入がそれに続く。文化メディアスポーツ省からの「コミュニティラジオ基金」(Community Radio Fund) が計上されているが全く不足している。最も重要な支出は人件費で、経費全体の約52%にのぼる。

(Annual Report on the Sector 2008/2009)

民族的マイノリティや難民、若者や老人の集団のコミュニティ、ハンディを負った人々など、他のメディアによって「サービス過少」の状態に置かれている人々を対象にした番組を放送し、地域の人々が議論に参加し意見

を表明する機会を生み出し、ボランティア活動の現場を活性化し、メディア訓練や雇用の機会を提供している。(松浦さ)

(3) イタリア

イタリアでは、コミュニケーション、担い手、対象の3つの観点から、ミラノの「社会センター(centro sociale)」、「イタリア余暇・文化協会」(Associazione Ricreativa Culturale Italiana = ARCI)、「ラジオ・ポポラーレ」、さらにフィレンツェの欧州大学院、さらにはポーローニャでの実践家のヒアリングを通じて、商業メディアとコミュニティ・メディアの二項対立図式を超えるその実践的意義を検討した。特に、70年代に隆盛を極めたアウトノミア運動の後、21世紀に入ってから若者たちがプレカリアートという理念とインターネットという技術を用いて、生活世界を編集するようになってきたことが確認できた。地域の風土やことばの文脈、さらには文化や主義が違えばそれまでなのだが、とりわけ、上掲の事例においては、それぞれが「ことば」に対して高いこだわりを持っていた。それらを通じて、今一度、メディアとは手段であり、人もまた何かを媒介する要素となるという、当然の事柄に光を当てると同時に、運動から活動へと取り組みの無臭化と、自由と規律をもとにした集団としての自律化の減衰に対し、警鐘を鳴らすものであることを明らかにした。

マスメディアは首相の影響下に「破局」状態を見るなか、1976年に協同組合方式で設立されたコミュニティ放送ラジオ・ポポラーレが、リスナーや活動団体の声を取り入れながら、公正・公平な公共放送を目指しており、現在株式会社がオーナーとなっているが組合の人事が承認されている。(山口)

(4) フランス

フランスではドイツによる占領時期において、イギリスからの非合法電波「自由フランスの声」がフランス民衆の圧倒的支持を受け、対独レジスタンスの精神的支柱になった。そのこともありイタリアで70年代にアウトノミア運動によるラジオ運動が盛んになるや、政府の許可を得ないラジオとして「自由ラジオ」が全国で行なわれるようになった。

そして81年社会党のミッテランが自由ラジオの合法化を公約にして、大統領に当選したあと、その数は千を越えた。その後商業的の導入によって、商業化に進む傾向もあり、現在ではおよそ600の地域ラジオ局が、非営利ラジオ局として活躍している。

その理念は、非営利、近隣性、多様性の確保であり、コミュニティ放送の主体として「ラジオ放送支援基金」という団体から、およそ600の非営利ラジオ局に対して年間約4

万ユーロの助成金がでている。その原資はテレビのコマーシャル料金の約1%である。

一方、「自由テレビ」運動もパリを中心に地域レベルで続いていたが、テレビのデジタル化にともない、パリ周辺ではデジタルチャンネルのひとつを4つの非営利テレビ局に共同で運営させる方式が08年に始まった。

このほか、インターネットを利用した映像発信を目指す動き等、市民の自主的なコミュニケーションは地域社会におけるもうひとつのメディアとして定着している。(小山)

(5) ドイツ

1980年代のドイツ連邦共和国(旧西ドイツ)で制度化が始まった非営利放送は、再統一後のドイツでも独自の発展を見せ、重要な社会的インフラとなっている。公共放送受信料を財源とした財政支援の体制が敷かれている点が特徴である。ドイツは放送に関して高度な地方分権制をとるため、非営利放送の状況も州ごとに異なっている。

南部のバーデン＝ヴュルテンベルク州やバイエルン州では、非営利ローカルラジオ(NKL)が約30局、免許を取得して放送を行っている。これは、隣国フランスと同様1970年代末に活発化した「自由ラジオ」の伝統に起源をもち、1980年代末から1990年代にかけて合法化されたものである。

それに先立ち、1980年代の前半に、全国でケーブルTVの普及が始まるのと並行して、北米の制度をモデルにしたオープンチャンネル(OK)が各州に設置された。これは、都市州ベルリンのほか、ノルトライン＝ヴェストファーレン州やラインラント＝プファルツ州などドイツ社民党(SPD)の支配地域で広まった。一時は70を超えるOKが全国で放送を行っていたが、2000年ごろからインターネットの普及と動画投稿サイトの発達にともなってOK方式の市民放送は存在意義が薄れ、かつSPDが地方選挙で敗北を続けたこともあいまって、その数は減少に転じた(現在では約60局が放送中)。

脱OKの方針をとる州では、メディア・リテラシー仲介の機能に特化した教育チャンネル(AK)を設置する例が見られる。また、北部のニーダーザクセン州では、OKとNKLの要素を統合した15の市民放送局が運営されている。以上、統計は各州のメディア監督機関の連合体(ALM)の2008年度年鑑(ALM Jahrbuch)による。(川島)

(6) チェコ

現在のチェコ共和国には、狭義の市民放送を可能にする制度は存在しない。それでも、1989年のビロード革命以降は、検閲の廃止をはじめ放送の民主化が進められた。1991年のテレビ法・ラジオ法は、従来の国営放送

から BBC をモデルにした公共放送の体制への移行を決定づけた（放送受信料は国家予算とは別枠で徴収される）。同時に民間商業放送の位置も定められ、スロヴァキアの分離独立を経た 1990 年代後半に商業局が放送を開始していった。現行の体制では、2001 年のラジオ・テレビ法で定められた放送委員会が民間放送の免許交付と監督にあっている。

同国では、少数民族ロマのメディア活動の調査を行った。現在、チェコには 20～30 万のロマ人口が居住すると推定されている。市場経済化を推し進めるチェコ社会にあって、彼らは失業率の高さと民族排斥の動きに直面している。この状況下で、さまざまな団体がロマ・コミュニティの内外へ情報発信を行い、根強く残るステレオタイプのロマ像の是正と、ロマ青少年のメディア・リテラシー向上に取り組んでいる。ブルノのモラヴィア・ロマ協会（Společenství Romů na Moravě）は紙媒体の活動やイベントを通じた交流・啓発活動に力を入れている。プラハのロマ協会（Romea）はロマ初のインターネット TV の放送を開始した。同じくジェノ協会（Dženo）はラジオの放送免許取得に成功するが、資金難により放送は途絶した。

また、財源確保の困難だけでなく、メディアを通じて存在感を発揮すると、かえって新たな攻撃を誘発してしまうという問題も生じている。（川島）

（ 7 ）南米

<メキシコ> 5 つの放送メディアがテレビ、ラジオを支配していたメキシコでは、先住民民族や農民など様々な立場の市民がオルタナティブな声を社会に伝えるために、AMARC Mexico や無認可であったコミュニティラジオ局によるコミュニケーションの権利の運動を経て、2004 年にコミュニティラジオ 10 局の許可制度を政府から勝ちとった。

<コロンビア> 1995 年にラテンアメリカ & カリブ諸島で初めてコミュニティラジオ制度を市民運動によって実現したコロンビアは、コミュニティラジオの運動が最も活発な地域であるラテンアメリカ & カリブ諸島のコミュニケーションの権利運動の及ぼした影響は大きく、コミュニティラジオの運動を Region レベル並びに国レベルで高めていく先進事例となっている。

<ボリビア> ボリビアは、先住民の権利回復の闘いと大資本による搾取や過酷な労働を強いられた市民の抵抗運動の中から、60 年前に世界で最初のコミュニティラジオが生まれた。とくに先住民民族にとっての権利獲得（言葉や文化など）にコミュニティラジオが大きな役割を果たし、AMARC Bolivia の強い働きかけによってコミュニティラジオが制度化され、2005 年 12 月に制度改正が行わ

れ、全土に 80 局が開局し、現在に至っている。（日比野）

（ 8 ）台湾

台湾は 1987 年の戒厳令解除後、1990 年代において多様なメディアの形態が現れた。1990 年代初頭には地下電台（地下ラジオ局）と第 4 台（非合法ケーブルテレビは 1993 年に合法化された）が従来政府・国民党によって占められていた言論空間に対抗する形で設置され、人々の多種多様な主観的意見がコールイン（電話による番組参加）によって表現されるようになった。他方、多くの生の意見や情報が飛び交うなか、1990 年代後半以降に台湾社会において非営利放送は求められた。現在台湾では公共放送グループ（2006 年・台湾公共広播電視集團）と台湾仏教慈濟慈善事業基金会を本体とする大愛電視台がある。公共放送グループの成員は、公的財源による寄付で運営され、公共サービスを行う公共電視台（1998、15 億元 / 年） 行政院客家委員会の文化事業費から財源が拠出される客家人のための客家電視台（2003、4.4 億元 / 年） 行政院原住民族委員会の文化事業費で運営する原住民族のための原住民族電視台（2005、3.7 億元 / 年） 営利を目的としないが、広告収入を主な財源とする中華電視台、 華僑のための情報ツールである宏觀衛星電視台である（1 元 = 3 円）。これらのテレビ局の運営に関するしっかりとした法整備は公共電視台を除いて、未だ確立されておらず、特別法によって成立する公共電視台も含めて運営の模索と、資金難との戦いが現在もなお続いているのが実情である。他方の大愛電視台は主にボランティアによるリサイクル活動で得た資金で成り立っており、撮影、放送機材のすべてがデジタル化されていることに象徴されるように、資金面に関しては公共放送グループよりも潤沢であるが、しかしテレビ局に費やす資金の多さに対する批判も出ている。（林）

（ 9 ）韓国

軍事独裁政権下、新聞、放送に厳しい言論統制があったが、言論民主化運動が進み、1986 年 KBS の受信料不払い運動、放送局労組の言論民主化運動、93 年には「テレビを切ろう」運動に続き「国民放送設立」運動が起き、視聴者主権運動に連なった。

金大中大統領就任後、2000 年の放送法改正が進むなかで諸外国の制度をモデルにパブリックアクセス制度が設けられ公共放送に義務づけられた。2001 年 5 月開始の KBS 韓国公共放送『開かれたチャンネル』は、視聴者が自ら企画制作した放送番組の放送を保障しており、内容に関しては制作者が責任を負う。これまで放送が無視してきたマイノ

リティの声を反映し、放送発展基金から制作費用が支援される。

2002年には衛星デジタル放送開始に伴いRTVが公共チャンネルとして指定され、「財団法人・市民チャンネル」が運営する。

財源は地上波放送の広告手数料、ケーブル事業権料、ショッピングチャンネルの営業権料などからなる放送発展基金である。これをもとに130億ウォンを用いて06年3月に開設された釜山の視聴者メディアセンターがある。このように先進的な市民参加放送制度を設けた韓国では、実験放送を経てコミュニティラジオも2006年に制度化された。

しかし李明博政権下、こうした市民参加放送支援の『MediAct』が政治的圧力にさらされている。(平塚・金・松浦さ)

(10) カナダ

1983年、ケベック州のモントリオールで、AMARCの第1回世界大会が開催された。このことは、ケベック州が当時進めていた「コミュニティメディア支援計画」と無関係ではない。ケベック州は、フランス系人口が9割を占め、イギリス植民地の歴史を引き継ぐカナダ中央政府としばしば対立していた。フランス語や、ケベック州「独自の」文化を保護するため、「支援計画」が実施され、ケベック州内に20を超えるコミュニティラジオ局が誕生していた。1979年に設立された「ケベック州コミュニティラジオ放送者協会」は、世界大会の開催にとって、インキュベーターとしての役割を果たした。このように、中央政府と対立する地方行政区画で、コミュニティメディアが隆盛を極める事例は、カナダ以外に、韓国などにも見られる。政治権力(のねじれ)、住民アイデンティティの創出と、コミュニティメディアとの複雑な関係性の一端を、ケベック州の事例から読みとることができる。(松浦哲郎)

(11) オーストラリア

1970年代はじめから、コミュニティメディア活動が盛んになった。ネットワーキングを進め、セクターの存在を可視化し、法制度の枠組みの中に自らを位置づけることに成功した。コミュニティメディアの全国組織CBAA (Community Broadcasting Association of Australia) の設立は1974年である。また、法的地位を根拠として、公的な財源を確保し、分配の仕組みを整えた。その核となる組織がCBF (Community Broadcasting Foundation) である。政府 (DBCDE, the Department of Broadband, Communications and the Digital Economy 等) から基金の拠出を受け、2007年~2008年の2年間には、1021万8052オーストラリアドル(日本円で約9億円)を、584の助成

プログラムを通じて、全国のコミュニティメディア・グループに分配した。主に現場スタッフから構成される様々な委員会が、審査を行う。高度に練り上げられたシステムと、豊かな経験の蓄積を、世界各地のコミュニティメディア関係者が参照してきた。(松浦哲郎)

(12) 北欧

北欧(デンマーク、スウェーデン、ノルウェー)における非営利民間放送をめぐる制度は、EUの動向を注視しつつ、北欧間のモデルを相互参照するかたちで整えられてきた。その特徴として、2点を挙げておきたい。一つには、従業員等の雇用制度である。心身の病によって職を辞することを余儀なくされた若者が雇用保険や疾病保険を使うかたちで非営利放送に雇用されており、そこが、映像編集等の技術を得て、就職へと結びつけるステップとなっている点である。このように、北欧では直接的な金銭の支援がない場合でも、社会保障制度などで支援されている。

二つ目に、図書館が大きな役割を果たしていることを挙げておきたい。オスロ公共図書館がその典型であるように、北欧における図書館は知の拠点として、書籍や資料閲覧に留まらず、デジタル・メディアの導入を積極的に行なっている。市民はそれらの機材や場所を使って映像制作を行なうことができる。移民にとって、図書館は貴重な「居場所」でもあり、そうしたこととも相まって、マイノリティ等のメディア表現の場として機能することが求められている。(小川)

(13) インド

AMARCは、コミュニティラジオ実践者の草の根のネットワークであり、運動体でありながら、同時に国連認定のNGOでもある。この特異な三重性は、AMARCの活動を進める推進力となってきた反面、常に矛盾を内包する要因ともなってきた。インドのバンガロールで2010年2月に開催された、第2回AMARCアジア・太平洋地域総会でも、NGO(組織)としてのその政治性は如実に現れた。インドのCMF(コミュニティメディア・フォーラム)が、同様の構造の中で、いかにバランスを維持し、活動を進めていくことができるか、注目される。

2007年に施行されたインドのコミュニティラジオ関連法規では、免許申請者は、法人格を3年以上有するNGOと規定している。この制度の中では、人的・財政的資源が豊かなNGOのみしか免許主体者となりえず、コミュニティにより運営・所有される放送局の成立は難しいと指摘されてきた。タミルナード州のナガパッティナム近郊にあるコミュニティラジオ局、ラジオ・カラランジャンの事例もそれを示唆する。「外部」のNGOによって

設立されたラジオ・カランジャンは、今もなお根深く存在するカーストと地域のしがらみのなか、地域参加を促進し、持続可能性の確保を図るといふ、容易ならざる取り組みを、しかし懸命に続けている。(松浦哲郎)

(14) 日本国内

2008年9月、京都において全国のコミュニティラジオの放送実践者会議を開催。各地のNPO放送局、ミニFM局の先住民放送であるFMピバウシ、株式会社とNPOが協働するFMわいわい、ならどっとFMなどが参加し、設立意図や運営状況、財政の現状報告と番組内容について紹介し、情報交流を行った。あまみFMやピバウシは独自の言語、文化の保持の目的でラジオを用いる意義を報告した。コミュニティ放送に特化した基金や助成金はない。厳しい経済環境にあり、行政情報の周知について予算化を希望している。県域あるいは全国のコミュニティメディアの連携による予算獲得が求められる。

営利を目的とせず放送事業を行い、またはNPOと密接な関係を持ちながら、編成や番組制作を実施する株式会社放送局が全国に存在していることや、協同組合立の放送局が創設されたように非営利セクターの多様性が示された。「文化を配当にする」と株主募集する株式会社もある。

京都では地域創造基金が公益団体として認定され、京都コミュニティ放送を用いたNPOの活動などを想定して財源を開拓する動きが見られる。(津田・松浦さ)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計49件)

川島隆「プレヒト ラジオ理論 の射程 ドイツ連邦共和国における市民メディア発展史との関連から」日本マス・コミュニケーション学会『マス・コミュニケーション研究』、査読有、69号、p.41-56、2006

他48件

〔学会発表〕(計17件)

Ljung LIN, 2009/6/14, "A New Viewpoint of Normative Media Theory: A Comparative Analysis of TV Discussion Program in Japan and Taiwan" The 9th Conference of the Asia Pacific Sociological Association, Bali, INDONESIA.

他16件

〔図書〕(計14件)

松浦さと子・小山帥人編『非営利放送とは何か 市民が創るメディア』、ミネルヴァ書房、2008年、ix頁、280頁

松浦さと子・川島隆編『コミュニティテ

ィメディアの未来 新しい声を伝える経路』、晃洋書房、2010年、304頁
他12冊

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松浦 さと子 (MATSUURA SATOKO)

龍谷大学・経済学部・准教授

研究者番号：60319788

(2) 研究分担者

石川 旺 (ISHIKAWA SAKAE)

上智大学・文学部・教授

研究者番号：50245792

川上 隆史 (KAWAKAMI TAKASHI)

広島国際大学・心理科学部・准教授

研究者番号：00341222

川島 隆 (KAWASHIMA TAKASHI)

滋賀大学・経済学部・講師

研究者番号：10456808

林 怡蓉 (LIN IYO)

関西学院大学・社会学部・准教授

研究者番号：10460990

牧田 幸文 (MAKITA YUKIHUMI)

龍谷大学・社会科学研究所・研究員

研究者番号：00555336

松浦 哲郎 (MATSUURA TETSUO)

龍谷大学・社会学部・講師

研究者番号：10510563

小川 明子 (OGAWA AKIKO)

愛知淑徳大学・現代社会学部・准教授

研究者番号：00351156

櫻田 和也 (SAKURADA KAZUYA)

龍谷大学・社会科学研究所・研究員

研究者番号：70555325

津田 正夫 (TSUDA MASAO)

立命館大学・産業社会学部・教授

研究者番号：20279962

魚住 真司 (UOZUMI SHINJI)

関西外国語大学・外国語学部・准教授

研究者番号：20316863

山口 洋典 (YAMAGUCHI HIRONORI)

同志社大学・総合政策科学研究所・准教授

研究者番号：90449520

(3) 研究協力者

小山帥人 (元NHK大阪放送局)

平塚千尋 (元NHK放送文化研究所・元立正大学・教授)

金京煥 (尚志大学・助教授)

小山善彦 (パーミンガム大学・講師)